**(別記138）　過料事件通知書**

様式例

番　　号

年　　月　　日

管轄の地方裁判所　御中

〇〇〇農業委員会会長　〇〇　〇〇

過料事件通知書

下記の者については、農地法（昭和27年法律第229号）第68条の規定に掲げる事実があったため、同条により、30万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

１　違反者の名称及び主たる事務所の所在地

２　事件の概要

３　添付資料

（記載要領）

１　「管轄の地方裁判所」には、法人の主たる事務所を管轄する地方裁判所を記載してください。

２　「２　事件の概要」には、違反者を過料に処すべき理由となる事実を管轄の地方裁判所において認定することができるよう、以下の記載例を参考として明確に記載してください。

（記載例）

　　農地法第２条第３項に定義する農地所有適格法人は、農地法第６条第１項及び農地法施行規則第58条第１項の規定により、毎事業年度終了後３月以内に、事業の状況等を記載した報告書を農業委員会へ提出する必要がある。

　　農地所有適格法人である株式会社○○○は、現に農地を所有し、又は当該法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を当該法人の耕作若しくは養畜の事業に供している。また、定款において事業年度を毎年○月○日から○月○日までと規定しており、令和○年○月○日が当該報告書の提出期限となるが、令和○年○月○日時点において当該報告書を提出していない。

なお、当農業委員会では、令和○年○月○日及び令和○年○月○日に文書により提出に係る行政指導を行っているが、未だ提出に至っていない。

これらのことを踏まえれば、株式会社○○○は、農地法第68条に規定する過料に処すべきものと考える。

３　「３　添付資料」については、「２　事件の概要」に記載の事実を裏付ける記録等、違反者を過料に処すべき理由となる事実を管轄の地方裁判所において認定することができる資料である必要があります。具体的には、違反者の定款の写し、登記事項証明書及び所有農地の一覧表のほか、根拠規定（法第６条、第68条）の抜粋等が考えられます。